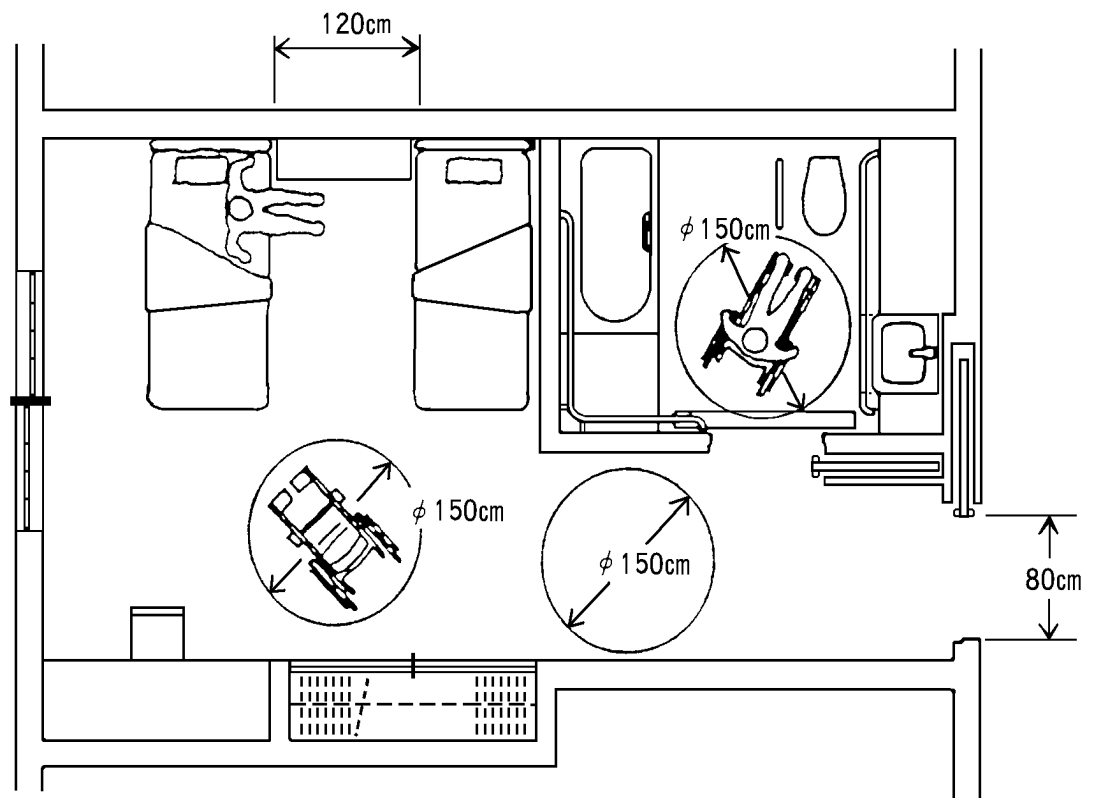


13 客室

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
床面 床面積 室内の便所 室内の浴室	<p>宿泊施設に設けられる客室は、その1以上は、次に定める構造であること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>● 客室の総数が200以下の場合には当該客室の総数の2%以上、200を超える場合は1%に2を加えた数以上とする。</p> </div> <p>(一) 床面は、滑りにくい仕上げであること。</p> <p>(二) 室内は、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、じゅうぶんな床面積が確保されていること。</p> <p>(三) 室内に便所を設ける場合にあつては、6の項(一)に定める構造であること(客室の外部に当該構造の便所を設ける場合を除く。)</p> <p>(四) 室内に浴室を設ける場合にあつては、12の項に定める構造であること(客室の外部に当該構造の浴室を設ける場合を除く。)</p>	<p>・28ページ参照</p> <p>・42ページ参照</p>
<p>(設計上の参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面の仕上げは、転倒しても衝撃の少ないものとする。また、毛足の長いじゅうたんなどは避ける。 ・室内のスペースは、車いすが回転できる広さ(径150cm以上)とし、ベッドの側面には120cm以上のスペースを確保する。 ・ベッドは、車いすから移乗しやすいように高さ45cm程度とする。また、車いすのフットレストが入るように下部に空間を設ける。 ・コンセント、スイッチなどは、車いすに乗った状態で手が届く位置に設ける。 ・照明器具のスイッチは、ベッドの上から手が届く位置に設ける。 		

客室全体の例



ベッド廻りの例

